

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

省エネ診断に係る助言・支援

- 活動内容:エネルギー診断セミナーを開催して、施設内のエネルギー消費を詳細に分析。省エネ対策を提案し、具体的な改善計画を立案する。

- 成果: エネルギーコストの削減と環境負荷の低減が実現し、持続可能な運営が可能となる。

生産工程等の脱・低炭素化

- 目的: 民泊運営全体における二酸化炭素排出量を削減すること。

- 活動内容:再生可能エネルギーの利用促進、エコロジカルな建材の使用、廃棄物のリサイクルプログラムの導入などを実施する。

グリーン調達

- 目的:環境に配慮した製品やサービスを優先的に調達することで、サプライチェーン全体の環境負荷を低減すること。

- 活動内容:調達先の選定において、環境認証取得企業を優先し、グリーン製品の導入を推進する。

- 成果: 民泊施設のサプライチェーン全体で環境負荷が低減され、持続可能な経営が強化される。

- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

健康経営に係るノウハウの提供

- 目的: 民泊施設の運営スタッフの健康と働きやすさを向上させ、持続可能な運営体制を確立すること。

- 活動内容: 健康経営方針の策定を支援し、従業員向けの健康教育プログラムや定期健康診断の実施を行う。また、最新の健康情報やヘルスケアに関する情報を定期的に提供する。

- 成果: 従業員の健康維持とモチベーション向上が実現し、民泊施設の運営効率とサービス品質の向上が期待できる。

健康増進施策の共同実施

- 目的: 民泊施設の従業員と宿泊客の健康増進を図り、健康的な生活環境を提供すること。

- 活動内容: 健康診断、フィットネスプログラム、メンタルヘルスサポートなどを他企業や地域の医療機関と共同で企画・実施する。また、民泊施設内に運動設備を整備し、健康増進活動を推進する。

- 成果: 従業員の健康維持と宿泊客の満足度向上が図られ、民泊施設全体の健康経営が促進される。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2024年7月1日

KE futures	代表	林 久枝
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）	

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。